平成２４年（フ）第６１３６号
大阪府高槻市赤大路町29番11号
債務者　丸田　靖也
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１４０号
大阪府豊能郡豊能町光風台６丁目26番地の１
債務者　岩井　初美
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８８３号
神戸市兵庫区湊町１丁目２番22―1005号
債務者　藤井　聖明
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９６５号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目20番18―304号
債務者　藤井　愛弓（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８８号
神戸市須磨区横尾４丁目１番地　14号棟505号
債務者　水野　惠一
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９９号
神戸市長田区御船通５丁目６番地の１　沢井マンション202号、従前の住所神戸市西区竹の台２丁目16番地の４　１―805号
債務者　藤田　望
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８７号
長崎県佐世保市石坂町182番地４　マンション石坂402号、旧住所長崎県佐世保市鹿子前町113番地10　プルミエール鹿子前弐番館402号
債務者　野田かずみ
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２１０４号
名古屋市名東区平和が丘２丁目119番地
債務者　阪田　理恵
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１９２号
愛知県瀬戸市效範町２丁目71番地の２　水野住宅Ｅ―31
債務者　阿南　明美
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３３号
神奈川県三浦市三崎町小網代124番地10
債務者　仲　邦治
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２３９号
神奈川県逗子市沼間４丁目17番30号
債務者　菅生　貴之
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第６３８号
熊本市東区月出５丁目１番１号　アーバン月出ハイツ207号、前住所熊本市東区長嶺東６丁目27番７号
債務者　石川　正憲
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３７８号
愛媛県伊予市三島町89番地２
債務者　大原　康延
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０７号
山口県周南市大字徳山587番地の１、前住所山口県周南市大字徳山587番地の１　チェリーヒルズ15―Ｃ号
債務者　油谷　新吉
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第８２５号
東京都八王子市寺田町875番地１Ｔ・Ｓ・Ｒ亜樹202号
債務者　中谷　朋美（旧姓南部）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９９１号
東京都小平市鈴木町２丁目198番地の２カエサル花小金井105号
債務者　渡邊　兼成
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

第明治三十五種郵便物認可